



ご家族のみなさまもご覧ください

目次

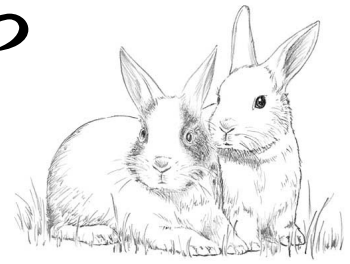
新年のごあいさつ	2
新しい組合会議員・役員の 皆さんをご紹介します	3~4
退職後の医療保険制度	5
被扶養者資格調査から	6
平成21年度分特定健診・ 特定保健指導実施報告について	7~8
父母ともに育児休業を取得した場合の 育児休業手当金の支給基準が変更になりました	9~10
共済組合指定宿泊施設の変更について	10
健康コラム	11~12
退職共済年金の請求手続きについて	13
貯金係からご案内	14
平成23年度貸付金・ 自動車購買立替金の振込日のお知らせ	15
自動車購買立替金制度をご存じですか	16
共済会館からのお知らせ	17~18





新年のごあいさつ

理事長 板 原 啓 文
(土佐市長)



平成23年の年頭にあたり、組合員ならびにご家族の皆様には謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年11月に組合会議員選挙が行なわれ、新しい議員の皆様が選出されました。向こう2年間、高知県市町村職員共済組合の定款の変更、予算・決算の決定など、当共済組合の業務運営の方向を決定する重要な役割を果たしていくこととなります。

また、12月3日に行われた役員選挙におきましては、引き続き理事長に選出いただき身の引きしめる思いで気持ちを新たに、理事ならびに議員各位ともども、組合員とご家族の生活の安定と福祉の向上に、最善の努力を傾注する所存でございますので、皆様方のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、共済制度を取り巻く情勢は、医療保険制度では、現在の後期高齢者医療制度に加入する75歳以上の高齢者を平成25年に国保加入とし、平成30年には国保の運営主体を市町村単位から都道府県単位に変更するという、新たな高齢者医療制度の導入・実施に向けた議論が開始されております。

また、年金制度改革については、「年金一元化」「最低保障」「負担と給付の明確化」「持続可能な制度の確立」など、新たな年金制度の基本7原則に沿って国民的な議論の下に制度設計を行うこととなり、今後日本の社会保障制度が大きく変わる転換期を迎えています。

こうした中、私ども共済組合といたしましては、これらの動向を注視しつつ、地方公務員制度の一環としての共済制度の意義・役割を踏まえた議論が十分になされるよう、全国市町村職員共済組合連合会をはじめ関係団体等と連携した対応を進めてまいります。

本組合の事業状況は、近年の市町村合併、団塊世代の退職等により組合員数が減少傾向にあり、さらに給料等の伸びも鈍化しており、これに伴い年金制度である長期給付、医療保険制度である短期給付そして健康増進に関わる保健事業など、各事業における負担金・掛金収入は減少傾向となっています。特に短期経理においては高齢者医療制度への支援金等の増加のため、平成22年度において財源率引上げを余儀なくされ、平成23年度におきましても、財政状況は厳しいところであり、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いし、一定の引き上げが必要な状況となっています。

一方、医療費が増大している状況の中、人間ドック利用助成・成人病検診・インフルエンザ予防接種助成、各種健康増進セミナーの実施等により、早期

発見早期治療等の発症抑制に向けた取り組みを行い、検診事業の受診率も高い状況となっています。今後におきましても、医療費増高対策の更なる事業拡充に努めてまいります。

長期給付事業につきましては、全国市町村職員共済組合連合会で一元的に決定・支払事務が行われておりますが、各県の共済組合ではこれらの事務を協同して行っており概ね順調に推移しているところで、本組合も事業の円滑かつ効率的な運営を図りつつ、組合員ならびに年金受給者の皆様にとって身近で丁寧な相談や情報提供など、サービス向上に努めてまいります。

当組合の宿泊施設である「高知共済会館」につきましては、昭和59年のオープン以来25年を経過し、運営状況は平成4年をピークに年々厳しい状況になっておりました。そうした中、一昨年に当組合の理事で構成する「会館運営審議会」を設置し、今後の会館運営のあり方について閉館も含めて審議を重ね、本組合の組合会を構成する市町村長及び職員側議員の皆様のご了承をいただき、民間会社とのアドバイザー契約を締結し、支配人等の人的な派遣をお願いして、会館経営の改革を進めてまいりました。そして一部の修繕・改装等を実施し昨年4月に「高知共済会館 コミュニティスクエア」としてリニューアルオープンいたしましたところでございます。

また、この改革にあわせた新たな事業として、会館を利用される県内外の組合員等のお客様に対して、県内市町村の物産やイベント、観光情報等を一元的に発信・提供できる機能を備えるスペースを1階に設置いたしました。

その結果といたしまして、昨年は客室稼働率の大幅な向上をはじめ会館収入も順調な伸びを見ることがとなっております。ただし、経営改善に向けた取り組みも緒に就いたばかりであり、本年につきましても一層の営業活動の強化やサービスの向上と併せて経営改善に努め、組合員ならびにご家族の皆様だけでなく、県内の構成自治体にとって魅力があり、より快適にご利用いただける会館となるよう、職員一丸となって取り組む所存でございます。

以上のように共済組合制度をとりまく状況は大きく変化しておりますが、共済組合制度の一層の充実が図られるよう役職員一同、新たな気持ちで取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

年頭に当たり、皆様のますますのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

新しい組合会議員・役員の皆さんをご紹介します。

(議席番号順に掲載)

①趣味

②抱負

高瀬 満伸 議員 (四万十町長)  ① ジョギング、読書 ②新しく組合会議員を務めることとなりましたが、健全な運営を図り、組合員の福祉の向上に向けて頑張ります。	明坂 浩 監事 (高知市)  ① ツーリング、ガーデニング、ランニング ②組合員の減少で共済組合運営も大変厳しい状況ですが、将来を見据えた議論を行っていきます。	久川 陽 議員 (安芸市)  ① スノーボード ②引き続き組合会議員になりました。職員側の代表として、精一杯頑張りますのでよろしくお願いいたします。
大石 弘秋 議員 (仁淀川町長)  ① スポーツ観賞 ②共済組合制度の円滑な運営に向け頑張っていますので、よろしくお願いします。	水田 正孝 理事 (いの町)  ①旅行、釣り、スキー ②共済組合を取り巻く状況は大変厳しいですが、組合員の福祉の向上をめざし全力で取り組みます。	中川 達生 理事 (土佐市)  ① パワーリフティング、旅行 ②今後、共済組合は組合員の減少に伴い厳しい状況になってきますが、皆様と知恵を出しながら頑張っていきます。
杉本 嘉宏 理事 (三原村長)  ①ゴルフ ②共済制度は市町村で働く職員の福利厚生面で非常に重要な制度です。より身近で有意義な共済組合づくりに努力してまいります。	二宮 英雄 議員 (四万十市)  ①旅行（特に列車の旅） ②皆さんの協力も得ながら、役に立てるよう頑張ります。	中西 清二 議員 (宿毛市長)  ①水泳 ②「やる気で知恵出し一工夫」をモットーに、人材育成と市民との協働を基本にして、共済制度の充実に努めます。
中西 司 議員 (須崎市)  ①アウトドア、ツーリング ②新しく議員になりました。他の方々に色々教えていただきながら頑張りたいと思います。	山本 正志 理事 (香南市)  ①スポーツ、読書 ②共済組合は、市町村の組合員にとって非常に重要な福利厚生事業を担っています。職員側の代表として事業の拡充に向け頑張ります。	筒井 敬二 議員 (土佐町)  ①最近バイクでしょうか... ②昨日の自分の不十分さを今日の自分が克服する。その決意で共済発展のために頑張ります。

3月末に退職される皆様へ

退職後の医療保険制度

組合員のみなさまが退職されると、退職した日の翌日から被扶養者も含め何らかの医療保険制度に加入する必要があります。

再就職される方は、その再就職先が医療保険制度の適用事業所であり、かつ、加入要件（※勤務形態等）を満たしている場合は、その医療保険制度に加入することとなりますが、それ以外の方については、加入する医療保険制度を検討のうえ選択していただくことになります。

加入することができる医療保険制度として、

- ① 当組合の「任意継続組合員制度」
- ② 国民健康保険
- ③ 家族の医療保険制度（被扶養者として加入）

などがあります。このうち、当組合の「任意継続組合員制度」は、病気やケガなどをしたときに、在職中とほぼ同様の給付を受けることができる制度で、概要については以下のとおりとなっています。

（加入要件）	退職日の前日まで引続き1年以上組合員であった者。
（加入期間）	退職後2年間。（途中で資格喪失もできます。）
（加入手続期間）	退職日から起算して20日以内。
（加入手続方法）	「任意継続資格取得申出書」を所属所の共済事務担当者を経由して提出してください。（現職時の組合員証・被扶養者証・高齢受給者証も一緒に返却してください。）
（給付）	在職中と同様に短期給付事業を受けられます。

<掛金について> … 平成23年度の掛金率は未定

掛金には医療費等に係る短期掛金と介護保険制度に係る介護掛金があります。

・短期掛金＝標準給料月額×109.9625／1000（平成22年度率）

・介護掛金＝標準給料月額×10.8／1000（平成22年度率）

（介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が該当です）

* 標準給料月額とは、①と②のいずれか低い額です。

- ① 退職月の初日における掛金の標準となった給料月額

（組合員期間が15年以上であり、退職時の年齢が55歳以上で初めての退職である者は、給料月額の8割の額）

- ② 平成22年1月1日における全組合員の平均給料月額

（平成22年度321,000円）

* 平成22年度短期・介護掛金月額の上限額

短期掛金＝35,297円

介護掛金＝3,466円

被扶養者資格調査から

昨年夏に実施いたしました被扶養者資格調査につきましては、ご協力いただきましてありがとうございました。調査の結果、被扶養者資格の取消となった方が多く見受けられましたが、今回は主な事例について掲載いたします。

給与収入がある場合

被扶養者の収入基準額は年額130万円となっています。月額では108,334円未満となり、3カ月連続して108,334円超えたとき（4カ月のうち3カ月が超えたときに4カ月を平均して108,334円を超えたときも）超えた最初の月に遡及して取消になります。

【事例】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
8万円	9万円	11万円	11万円	12万円	10万円	9万円	10万円	11万円	9万円	10万円	9万円
		円	円	円	円		円	円		円	

年間収入は119万円 で年額基準額未満ですが、6月～8月の給与月額が3カ月連続して108,334円以上となるため、超えた最初の月である6月1日に扶養取消となります。

60歳以上の公的年金受給者や障害年金受給者に給与等収入がある場合

収入基準額は、すべての収入を合算して年額180万円（月額15万円）未満となります。年金以外に給与収入がある場合には、年金月額（年金額÷12月）に給与等収入を加算し、3カ月連続して15万円を超えたとき（4カ月のうち3カ月が超えたときに4カ月を平均して15万円を超えたときも）扶養取消となります。

事業収入がある場合

自営業や農業などの収入のある方については、確定申告の際の「収支内訳書」に基づき必要経費として認めることができるかどうか判定しています。

【認められる必要経費】

○ 一般用

・ 売上原価・給料賃金・地代家賃・水道光熱費・修繕費・消耗品費

○ 農業用

・ 雇人費・小作料・賃借料・種苗費・素畜費・肥料費・飼料費・農具費・農薬衛生費・諸材料費・修繕費・動力光熱費・土地改良費

ご留意いただきたいこと

扶養取消が遡って取消になった場合、その間に医療機関で受診した医療費等は返還していただくことになります。

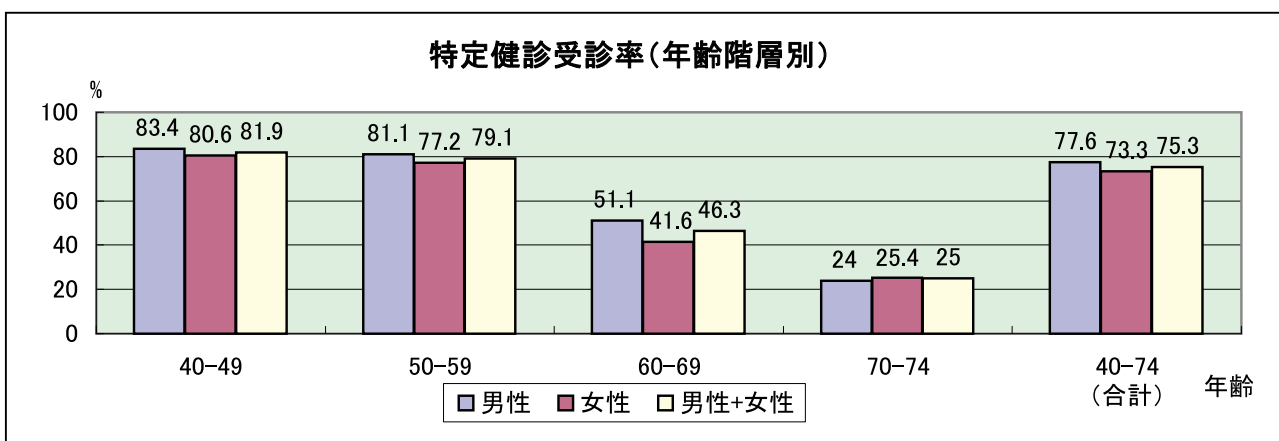
組合員のみなさまは常に被扶養者の就労・収入の状態につきまして気を配っていただき、取消要件に該当した場合は、早めに手続きをお願いいたします。

平成21年度分

特定健診・特定保健指導実施報告について

平成22年11月12日に平成21年度の特定健診・特定保健指導の国への報告が完了しました。
当組合の受診状況等は以下のとおりとなっていますので、ご参照ください。

1 特定健診報告結果



報告項目	男性	女性	合計
健診対象者数	3,880	4,552	8,432
健診受診者数	3,011	3,335	6,346

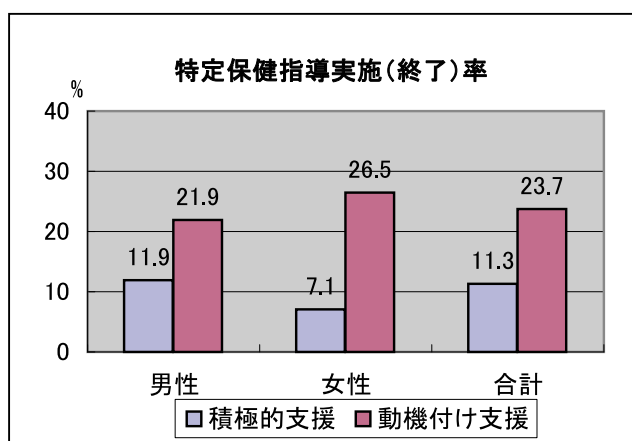
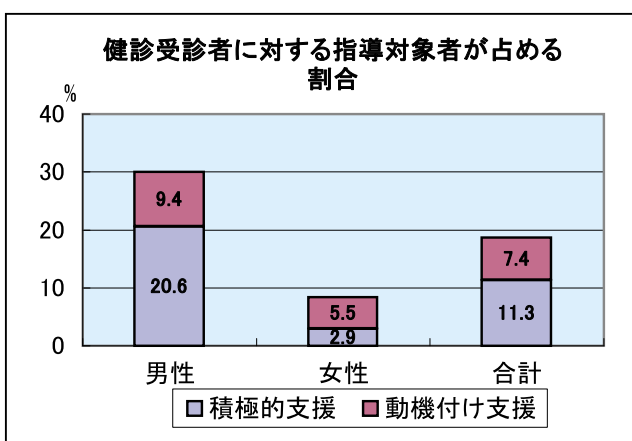
※ この数値は、被保険者（組合員＋被扶養者）数より算出しています。

特定健診対象者の受診率は、男性77.6%、女性73.3%、全体で75.3%となり、前年度と比較して、男性8.1%、女性13.5%、全体で11.0%の伸びとなっています。平成24年度末の達成目標である受診率80%に向けて順調な増加傾向を示していますが、組合員・被扶養者別の受診率は、それぞれ87.6%、48.8%となっており、被扶養者の受診率が低迷している状況となっています。

当組合としては、より受診しやすい環境を整備することにより、今後は被扶養者のみなさまにも気軽に受診していただくことで受診率向上を図る予定です。

また、組合員のみなさまも、ご自身の健康管理のために、年1回の健康診断として、短期人間ドックまたは事業所健診等をより一層ご利用いただきますようお願いします。

2 特定保健指導結果



報 告 項 目	男性	女性	合計
積極的支援対象者数	621	98	719
積極的支援終了者数	74	7	81
動機付け支援対象者数	283	185	468
動機付け支援終了者数	62	49	111

※ この数値は、被保険者（組合員＋被扶養者）数より算出しています。

特定保健指導の指導終了率は16.2%となっており、前年度15.9%に対しわずか0.3%の伸びに留まっています。これは、当組合の特定保健指導の実施体制が完全ではないことに加え、前年指導対象となった方が、2年続けて指導対象となった場合に保健指導を受けない傾向が見られることが原因と考えられます。

当組合としては、特定保健指導を受診しやすい環境を今後さらに整備し、また、複数回指導対象となった方への受診勧奨を行うことにより受診率向上を図る予定です。

本組合では平成23年度も特定健診及び特定保健指導を実施します。

組合員・被扶養者の特定健診受診方法は以下のとおりです。

特定保健指導については、現行では、一部の人間ドック受診者および高知市在住の被扶養者に係る特定健診受診者のみへの対応となっています。その他の該当者については、体制が整い次第、ご案内させていただきます。

【特定健康診査の受診方法】

1 組合員

① 短期人間ドック利用助成事業（当組合実施の保健事業）

当組合が3月（新規採用者等は、4月）に一斉募集を行う予定ですので、その際に受診申込みをしてください。

② 組合員が所属している所属所にて実施される事業所健診

実施時期等については、お勤めの所属所の担当者にご確認ください。

※ ①または②を受診することで、特定健診を受診したことになりますので積極的な受診をお願いします。

2 被扶養者

① 短期人間ドック利用助成事業（当組合実施の保健事業）

対象は被扶養配偶者のみです。当組合が3月（新規採用者等は、4月）に一斉募集を行う予定ですので、その際に受診申込みをしてください。

② 成人病精密検査（当組合実施の保健事業）

上記1の②の事業所健診の日程を利用し、同日同場所にて受診を希望する被扶養者を対象に健診を実施（一部の所属所は除きます。）します。健診実施時期の約1ヶ月前に、当組合より対象被扶養者に案内文書を送付します。

実施時期等については、事業所健診を実施する所属所の担当者にご確認ください。

③ 特定健康診査（高知市在住者のみ）

高知市在住の被扶養者の方を対象に、9月から11月の間に健診を実施しています。7月中旬頃に対象被扶養者に案内文書を送付します。

④ 特定健康診査（市町村が実施する住民対象の健診）

在住の市町村が住民を対象に特定健診を実施していますので、健診日程・場所等について市町村役場に確認の上、受診予約をしてください。なお、その際に必要な特定健診受診券は当組合より発行しますので、当組合へ申請を行ってください。申請用紙がない場合は、各所属所の共済担当者または共済組合にお申し出ください。

※ ①から④のいずれかを受診することで、40歳から74歳の方は特定健診を受診したこととなります。なお、①から④の健診を重複して受診することはできません。

父母ともに育児休業を取得した場合の育児休業手当金の支給基準が変更になりました。

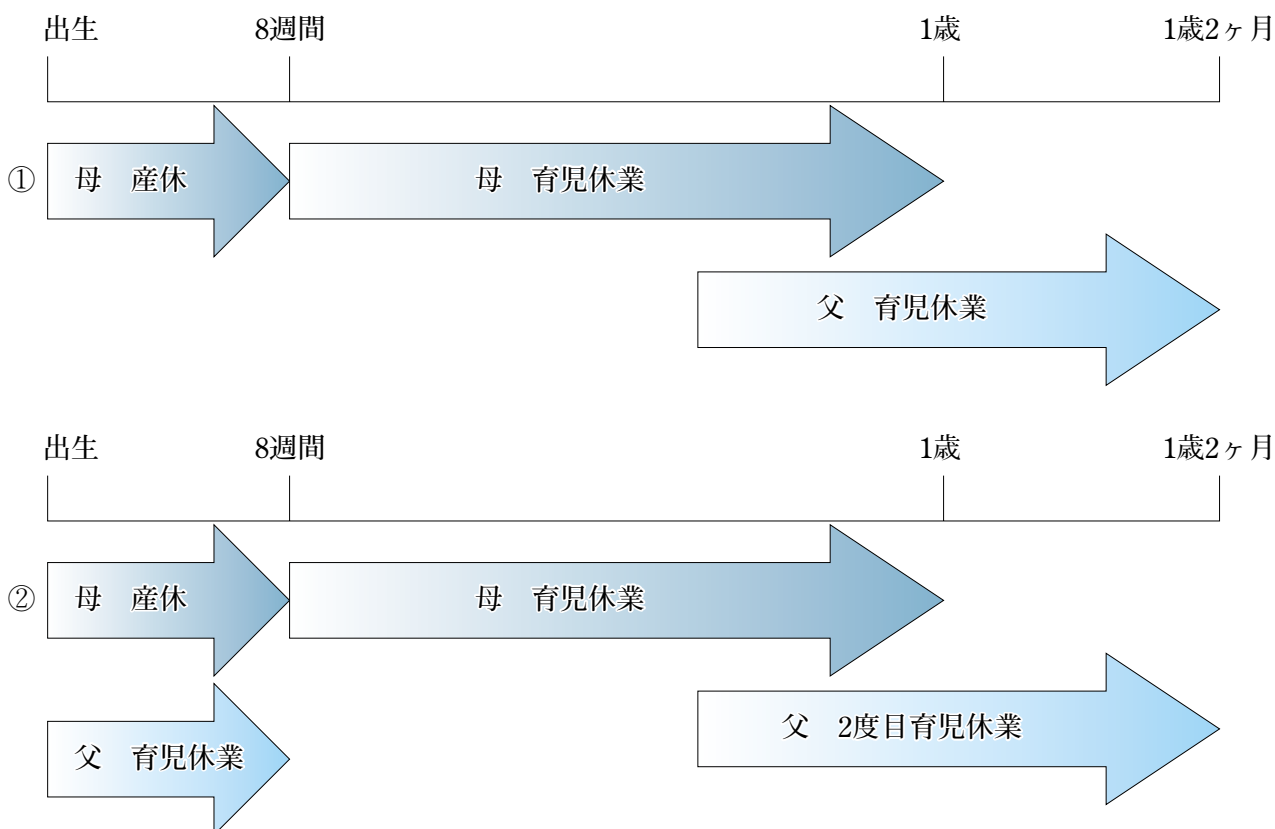
○父親の育児休業が取得しやすくなりました。

育児休業手当金が支給される対象となる期間は、従来、育児休業に係る子が1歳に達する日まででしたが、平成22年6月30日からは、一定の要件（※）を満たせば、育児休業手当金の支給期間が、子が1歳に達する日までから、子が1歳2か月に達する日までに延長されました。また、従来、子1人につき育児休業は特別な事情がない限り1回しか取得できませんでしたが、配偶者の出産後8週間以内に組合員が育児休業を取得し、かつ終了している場合、その組合員は、特別な事情がなくても再度、育児休業を取得することができるようになり、その期間も育児休業手当金の支給対象期間として算定されるようになりました。（再度の休業期間をあわせて1年を超えない範囲）

※ 1歳から1歳2か月まで支給される要件 本人（組合員）が父親の場合

- ・ 配偶者が子の1歳到達前に育児休業を取得していること
- ・ 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳到達日の翌日以前であること
- ・ 本人の育児休業開始予定日が、母親がしている育児休業期間の初日以後であること

育児休業手当金の支給の対象となる取得例



- 本人の育児休業手当金支給期間の上限は1年間となります。
- 配偶者の場合は、1年間から出産日と産後休暇期間を除いた期間が育児休業手当金支給期間の上限となります。
- 当制度を利用する際は、配偶者が当該育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日において、育児休業をしていることを証明する証拠書類を提出してください。
(住民票の写し等配偶者であることの確認できる書類及び育児休業取扱通知書など)



共済組合指定宿泊施設の 変更について

当組合の「宿泊施設利用助成券」を使用できる指定宿泊施設が、下記のとおり変更となりましたのでお知らせします。

記

○ シーサイドパレス萩

〒758-0011 山口県萩市椿東字北川6030-13

TEL 083-826-6141 FAX 083-826-6365

※ 平成23年1月末日をもって閉館

○ つるみ荘

〒874-0909 大分県別府市田の湯町13-13

TEL 0977-21-0101 FAX 0977-25-2637

※ 平成23年1月末日をもって閉館



健康コラム ちょっと頭の痛い話ですが、、 (その6)

一片頭痛の予防についてー

高知検診クリニック

脳ドックセンター長 朴 啓 彰

頭痛については、今まで5回シリーズで取り上げて来ましたが、今回のテーマである「片頭痛の予防」を以てしばらく小休止と致します。

片頭痛は、一般に遺伝的傾向の強い疾患であり（女性に多いので、母親と娘の頭痛持ちが有名です）、主に10歳代後半から60歳前後まで続く一生の疾患であります。片頭痛のメカニズムはある程度は解明されていて、種々の神経ペプチドを介した三叉神経血管説が有力ですが、セロトニン受容体に作用するトリプタン製剤（日本では、イミグラン、ゾーミック、レルパックス、マクサルト、アーテンの5薬剤が保険適用である）が劇的に奏功します。トリプタン服用後2時間以内で、片頭痛の90%が消失ないし軽減すると報告されていますから、トリプタンは片頭痛治療の特効薬とも評価されています。このトリプタン製剤の登場とともに、日本頭痛学会が発足し、全国で約800名の頭痛専門医（日本頭痛学会のHP参照：http://www.jhsnet.org/gakkai_senmoni_06.html）が診療活動しています。片頭痛に悩んでいる方は、日本全国で約1000万人いると考えられていますから、まだまだ専門医の数は足りないのが現状です（高知県では、実質的には2名の頭痛専門医しか活動していません）。片頭痛は遺伝的傾向の強い疾患でありますから、ある意味根治的治療が不能であると言えます。頭痛発作をトリプタン製剤で押さえられるとしても完全ではありませんから、私の頭痛外来では、適切なトリプタン製剤の投薬治療と同時に、頭痛発作の誘因を避ける生活指導をしています。片頭痛患者に頭痛日記を渡し、自分で頭痛の起こるパターンや条件をレコーディングしてもらい、片頭痛の誘発因子を認識し、かつ回避するように生活スタイルを見直すことをお勧めしています。例えば、運動、炎天下、高温時、天候・気候の変わり目などには発汗などのために血管拡張を呈し、頭痛が誘発されやすいですし、雑踏、会議室など低酸素状態でも脳血管が酸素摂取のため拡張するので頭痛発作が興しやすいので、炎天下の外出、激しい運動、雑踏、急激な温度差の回避はもとより、炎天下でのサングラス使用や雑踏での深呼吸、夏期には就寝時の水枕や起床前のクーラー作動、室内での換気に心がけるように生活指導します。睡眠不足や寝過ぎも頭痛を誘発するので、規則正しい睡眠習慣が大切です。また、酒類、発酵食品、チョコレート、油脂なども人によっては頭痛発作の誘発なることがあります。ただ、諸事情のために簡単には誘発因子を避けることができないことなどもあり、そのような場合には次の予防薬の服用が有効です。

予防薬について

1) まず、どのような状態の場合に予防薬の適応となるのか？

1. 片頭痛発作の頻度が高く、トリプタンだけでは十分に治療ができない場合
2. 月2回以上の生活に支障のきたす頭痛発作がある場合
3. トリプタンが禁忌や副作用のため使用ができない場合
4. トリプタンが無効の場合
5. トリプタンの乱用が見られる場合
6. 医療経済を考慮して予防療法を行ったほうが安価な場合

2) 次に、実際どのような薬を使ったらよいのか？

日本で長年保険適応として認められている薬剤が、カルシウム拮抗薬である塩酸ロメリジン（ミグシス）です。その他に世界的に用いられ、治療効果のエビデンスが証明されている薬として、 β ブロッカーであるプロプラノロールと抗うつ薬であるアミトリプチリンと抗てんかん薬であるバルプロ酸ナトリウム等があります。これらは日本では片頭痛に対して保険適応がありません。

ミグシスは日本で開発され、1日10mgを経口投与すると、8週間には約7割の片頭痛患者で頭痛の頻度が減り、重症度が軽くなることが報告されています。中には、服用し出して数日で頭重感が軽減する患者がいます（片頭痛発作以外にも、頭が重く不快感を訴える場合がありますが、この頭重感が予防薬服用で消失するのです）。この薬は、カルシウムイオンが細胞の中に入り込むことによって生じる血管の平滑筋の収縮を抑制する作用があります。また、片頭痛のときに起こる三叉神経の周りの炎症を抑え、血管の浸透性を改善し、血小板の凝集を抑制する作用や、片頭痛の前兆のときにキラキラ光る視覚の異常、閃輝暗点を抑える作用もあるといわれています。

プロプラノロールはとくに高血圧のある片頭痛の患者には有効で、1日30mgから90mg経口投与します。今までの報告では、有効率は50%程度です。はっきりした作用機序は不明ですが、血管が開くのを抑制する働きやエピネフリンによる血小板凝集を抑制する作用などがあります。

うつ傾向がある場合や、緊張型頭痛を合併するような片頭痛に対しては抗うつ薬のアミトリプチリンが適応になります。1日寝る前に10mg錠を1～2錠服用し、効果に応じて75mg/日まで増量可能です。最近、新しい抗うつ薬で副作用の少ないあるSSRIが50歳以降の片頭痛患者に対し有効といわれ、現在その効果が確かめられているところです。

最近、とくに注目されている予防薬は高血圧の治療に用いるACE阻害薬やアンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬です。また、抗てんかん薬であるバルブロン酸ナトリウムは、昨年12月に予防薬として保険適用となり、別の抗てんかん薬であるトピラメートは、海外ではその効果が証明されており、現在日本でその有効性を調べる臨床試験が始まりました。片頭痛の予防のサプリメントとしてはビタミンB₂とマグネシウムがあります。

3) では、これらの予防薬をどのくらいの期間を目安に服用すればよいのか？

通常は少なくとも2カ月は連日服用し、とくに副作用もなく問題がなければ3～6カ月その薬を継続し、徐々に減らして最後は中止します。片頭痛が再度頻回に起こるような場合や、年末や年度末など仕事が忙しくなり、ストレスの負荷や不規則な睡眠時間などが予測される場合には、予防薬を再開します。

片頭痛治療には根治治療はありませんが、誘因を避ける生活指導や予防薬治療などの片頭痛予防療法がありますので、ぜひ頭痛専門医にご相談ください。

次年度からは、「脳とタバコの関係」について述べたいと思います。



by Lina

頭痛専門外来： 久病院、毎週火曜日 17時から19時まで

住所：高知市桜井町1-2-35 （さえんば商店街北詰め） 電話： 088-883-6264

退職共済年金の請求手続きについて

在職中に60歳に到達する組合員における退職共済年金請求については、事前に請求書を所属所の共済担当者を通じて送付しておりますが、本年度末にご退職される方（普通退職を含む）について、請求書の様式及び送付時期を下記のとおりとさせていただきますのでお知らせします。

① 〈4月2日から1月1日生まれの方〉

「退職共済年金退職改定請求書」を2月上旬に送付します。

なお、その時点で在職決定（60歳到達による年金の決定）がされていない方については、「退職共済年金決定・退職改定請求書」を2月上旬に送付します。

② 〈1月2日から4月1日生まれの方〉

「退職共済年金決定・退職改定請求書」を2月上旬に送付します。

③ 〈退職後に60歳に到達される方〉

「退職共済年金決定請求書」を本人確認のうえ、60歳到達月の前々月にご自宅へ送付します。

なお、請求書等を共済担当者に提出される際、所属所の受付日が①、②に該当の方については、退職日以降、③に該当の方については、受給権発生日（60歳の誕生日の前日）以降となるようご注意ください。また、記入例、記入上の注意点、及び添付書類一覧をご確認のうえ、不備書類のないようお願いいたします。特に「年金加入期間確認通知書」については、他の公的年金制度（国民年金、厚生年金等）の加入期間を有する場合には必ず提出が必要となりますので、最寄の年金事務所にて手続きしていただきますようよろしくお願いいたします。

※退職が60歳到達年度の年度末以降になる方については、「退職共済年金退職改定請求書」は破棄していただき、実際に退職される際にあらためて請求を行っていただきますようお願いいたします。

※60歳到達年度の途中で退職された方については、退職共済年金の請求に係る事前送付の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

貯金係からご案内

～ 積立貯金ご存知ですか？ ～

☆利率は半年複利の1.35%。定期貯金の1.3%より有利です。※注(1)

☆積立方法は次の3種類。

- ①定時積立…毎月の給料から天引きされる積立です。
- ②ボーナス積立…ボーナス（6月・12月）から天引きされる積立です。
※①と②は併用でもご利用いただけます。
- ③臨時積立…いつでも追加で預け入れできる便利な積立です。

☆払戻しは月2回。※注(2) 手続きは所属所を通じて払戻請求書を提出していただくだけ。送金日に共済組合に登録されている個人口座に直接送金されますので簡単・安心です。

※平成23年の払戻請求書の締切日と送金日は下表のとおりとなります。※注(3)

※注(1) 利率は平成23年1月現在のものです。

(2) 同月内での送金はどちらか1回のみとなります。

(3) 締切日は当日必着完備（FAX不可）の取扱となります。不備による再提出が締切日を過ぎますと次回分に繰り下げとなりますので、お急ぎの場合などは早めの提出をお願いします。

是非この機会に簡単・便利・安心で有利な積立貯金をご利用ください!!

平成23年 積立貯金一部払戻予定表

		締切日	送金日
1月	①	6日	17日
	②	20日	28日
2月	①	4日	15日
	②	17日	25日
3月	①	4日	15日
	②	18日	30日
4月	①	5日	15日
	②	19日	27日
5月	①	6日	16日
	②	20日	30日
6月	①	6日	15日
	②	20日	29日
7月	①	6日	15日
	②	20日	28日
8月	①	5日	15日
	②	19日	30日
9月	①	6日	15日
	②	20日	29日
10月	①	5日	14日
	②	20日	28日
11月	①	4日	15日
	②	18日	29日
12月	①	5日	14日
	②	19日	27日

平成23年貸付金・自動車購買立替金の振込日のお知らせ

月	第 1 回		第 2 回		第 3 回	
	決定通知送付	振 込 日	決定通知送付	振 込 日	決定通知送付	振 込 日
1	1 4 日	1 8 日	1 9 日	2 4 日	2 5 日	2 8 日
2	1 4	1 7	1 7	2 2	2 2	2 5
3	1 5	1 8	1 8	2 4	2 5	3 0
4	1 2	1 8	1 8	2 2	2 2	2 7
5	1 3	1 9	1 8	2 4	2 4	3 0
6	1 3	1 7	1 7	2 3	2 4	2 9
7	1 2	1 9	1 9	2 2	2 5	2 8
8	1 5	1 9	1 9	2 5	2 5	3 0
9	1 3	1 6	1 6	2 2	2 6	2 9
10	1 3	1 8	1 9	2 4	2 5	2 8
11	1 5	1 8	1 8	2 4	2 4	2 9
12	1 3	1 6	1 9	2 2	2 1	2 7

* 第1回、第2回貸付振込は普通貸付、入学貸付、修学貸付のみです。



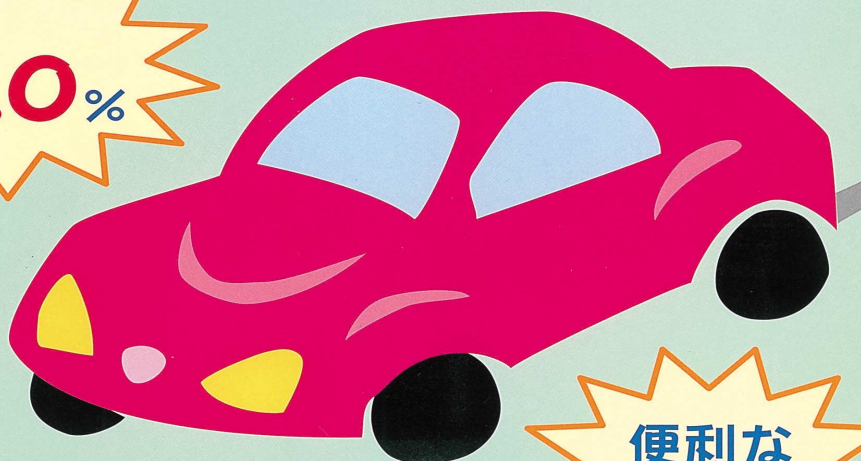
自動車購買立替金制度を ご存じですか

☆平成21年6月1日以降の立替分より連帯保証人が必要です。(連帯保証人は組合員期間1年以上の方)

自動車購買立替金

年利
3.0%

*利率は変動利率で
平成23年1月現在の
ものです。



便利な
給料控除

◆ご利用いただける方◆

組 合 員

(現在自動車購買立替制度をご利用
いただいている方は対象外となり
ます)

◆ご融資金額・返済期間◆

300万円以内

6年以内

(毎月の返済金額が基本給の30%以内)

◆ご用意いただくもの◆

自動車購買立替金申込書

車検証のコピー

戸籍謄本

(使用者名義が配偶者の場合のみ)

注意点

- ・申込書の締切日は毎月10日で支払日はその月の末日
- ・購入する自動車の使用者は申込人(または配偶者)名義とする
- ・申込みは登録後2ヶ月以内に限る
- ・個人の方から購入される場合はご利用いただけません

高知県市町村職員共済組合 物資係 ☎ 088-823-3213

2010年4月6日『高知共済会館 COMMUNITY SQUARE』としてリニューアルオープン

生まれ変わった高知共済会館 2011年3月までのお得な宿泊プラン



お得プラン①

平日素泊まりプラン

4,500円

↓ 組合員の方は助成券利用で2,000円OFF!

2,500円

↓ 互助会会員の方は更に2,000円OFF!

500円 (税・サ込)

※1名様シングルルーム利用料金です。除外日・土曜日、祝前日。

お得プラン③

ファミリープラン (和室限定)

通常1室20,790円のところ・・・

↓

組合員様価格

1室18,000円 (税・サ込)

上記料金から組合員の方は助成券利用で2,000円OFF!
互助会会員の方は更に2,000円OFF!

お得プラン②

平日朝食付プラン

5,300円

↓ 組合員の方は助成券利用で2,000円OFF!

3,300円

↓ 互助会会員の方は更に2,000円OFF!

1,300円 (税・サ込)

和食・洋食、どちらかお選び頂けます。

※1名様シングルルーム利用料金です。除外日・土曜日、祝前日。

お得プラン④

2食付宿泊プラン

7,500円

↓ 組合員の方は助成券利用で2,000円OFF!

5,500円

↓ 互助会会員の方は更に2,000円OFF!

3,500円 (税・サ込)

・和食会席

・カツオたたきご膳

どちらかお選び頂けます。

ご予約時に「共済広報 1月号」を見てのご予約である事をお伝え下さい。

喫煙ルーム・禁煙ルームについてのご要望につきましても、ご予約時にお問い合わせ下さい。

皆様のご来館をお待ち申し上げます。

高知県の観光・ご宿泊・お食事・お土産は、高知共済会館「COMMUNITY SQUARE (コミュニティスクエア)」へ
観光・ビジネスに適した、高知市中心街のホテルです。

高知共済会館  **COMMUNITY SQUARE**

ご予約・お問合せ **TEL : 088-823-3211**

<http://www.kochi-cs.jp>

歓送迎会 プラン

楽しい仲間と美味しいひとときを (4月迄)

☆選べるスタイル☆

- 卓盛皿鉢 (お勧め!)
- 立食形式
- 会席

☆嬉しい特典☆

○10名様以上で1名無料!

○飲み放題 2時間半!

(ビール・日本酒・焼酎・ウーロン茶・ジュース)

※写真はイメージです

助成券利用で

5,000円～



4,000円～

税・サ込み

皿鉢・会席料理など、人数やご予算に応じてご用意致します。
お気軽にお問合せ下さい。



高知共済会館



COMMUNITY SQUARE

ご予約・お問合せ 088-823-3211

お得な宿泊プラン・会議室の詳細はこちらから

【ホームページ】 <http://www.kochi-cs.jp>